

姫 監 公 表 第 1 0 号

平成 2 1 年 8 月 1 1 日

姫路市監査委員	岡 本 喜 雅
同	福 本 正 明
同	川 西 忠 信

住民監査請求(市長交際費の支出)に係る  
監査の結果について

平成 2 1 年 6 月 1 7 日に受付した地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

なお、監査委員 谷内敏は、地方自治法第 1 9 9 条の 2 の規定により除斥としました。

## 第 1 監査の請求

### 1 請求人

姫路市 福本一吉  
姫路市 森 繁美

### 2 請求年月日

姫路市職員措置請求(住民監査請求「市長交際費の支出」。以下「本件請求」という。)に係る請求書(以下「本件請求書」という。)は、平成21年6月17日に提出されました。また、同年7月10日に請求人から本件請求書の訂正申出書が提出されました。

### 3 請求人の主張

本件請求書に記載された請求の内容は、次のとおりです。(原文のまま掲載)

#### 第 1 請求の趣旨

平成20年度市長交際費のうち **2,392,950** 円は、違法に使用されたから、姫路市は、市長である石見利勝に対し **2,392,950** 円の返還を求める。

#### 第 2 請求の理由

##### 1 交際費支出の基準とその適用

- (1) 地方公共団体は、民間の営利企業と異なり、「民主的にして能率的な行政」の遂行を通じて地方自治の本旨の実現を図ることを存立目的とする公共的存在であるから、市長による交際費の支出に際しても、当該社交的儀礼行為がその存立目的遂行のために必要であるといえなければならない。
- (2) このことは、「地方公共団体は、その事務を処理するために必要な経費を支弁するものであるが(地方自治法232条1項)、他方公益上の必要性がある場合においては、寄付又は補助できるものとされている(同法232条の2)。」そして、上記「寄付」が許容されるのは、その執行機関が、当該団体の事務を遂行し対外的折衝を行う過程において、社会通念上儀礼の範囲内にとどまる程度の寄付を行うことは、行政事務の円滑な執行に帰するもので、公益上の必要性があるものと規定されている。
- (3) 他方、地方自治法2条14項によれば、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとされ、更に地方財政法4条1項においては、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえて、これを支出してはならないと規定されている。

(4) 即ち、地方自治法、地方財政法の趣旨が恣意的な寄付金又は補助金等の交付によって当該自治体の財産秩序を乱すことを防止するという事にかんがみれば、客観的にみて公益上の必要性が認められないことが明らかな場合には、当該無償給付は違法となるというべきである。

## 2 交際費支出の違法性判断基準

請求人は、既出の判決(大阪高裁平成14年(行コ)48号判決など)を参考に、上記のことを踏まえ平成20年度の市長交際費についてみると、すべての項目が社交的儀礼の範囲内にとどまるものとはいえず、以下の項目は、市長の裁量権を逸脱したものであり、請求人は、以下の市長交際費支出を違法支出としたものである。その中でも特に目に付く項目としては、「6月3日姫路市市議会議長・副議長就任お祝」議長・副議長の就任祝いは、市議会内で選任されたもので、祝い金を受け取ったか否かに拘わらず議会内で議員と協力して議会運営に最善の努力を払うのがその本来の職責であり、金銭の授受によって影響されるとは考えられないから、公金を支出する必要がない。また、就任祝いは、公益上の必要性がないのみならず、行政の政治的中立性という公の秩序を侵害するものでもあり、社交的儀礼の範囲にとどまるとはいえないものである。次に国会議員に対する就任祝として「戸井田徹氏大臣政務官就任祝花 40,000 円」及び「渡海紀三郎首相補佐官就任祝花 31,500 円」の支出は、渡海紀三郎首相補佐官選挙区は姫路市でなく全く関わりはなく、石見利勝市長とは義兄弟であり、これは公私混同の誹りを免れないもので、これら国会議員の政務官及び補佐官就任祝は、本市行政とは関係ないものであるため、その支出の妥当性及び必要性がない。

更に、「市議会議長・副議長・議会運営委員長と首長及び市幹部との会食懇談 77,224 円」については、憲法第93条第2項では、「地方公共団体の長」と「議会の議員」については、住民が直接これを選挙することが定められている。このように地方自治体は、執行機関の長と議事機関である議会の議員をそれぞれ住民が直接選挙で選出する二元代表制をとっており、執行機関と議会は独立・対等の関係に立ち、相互に緊張関係を保ちながら協力して自治体運営にあたる責任を有している。この様な立場を堅持して民主的で円滑な行政の運営を付託されているにも拘わらず、会食や懇談を持ち、もたれ合い馴れ合いの風潮を醸すような経費として支出することは地方自治の観点から認めることは出来ない。

民間企業の創立記念パーティー「高尾製粉製麺(株)創立100周年 10,000 円」等の支出は、地方自治行政とは何ら関係ない事項であり、円滑な行政運営という目的とは何ら関係ない事項であるから支出の必要性がない。

「3月11日尾上寿男氏ほか懇親会 83,496 円」、「12月9日竹花豊氏ほか懇談会 58,670 円」等業者団体などが主催する懇親会は、公共性が乏しく、業者団体と飲酒を伴う会合に市長らが参加することは、業界と癒着する危険性がともない地方自治行政にとって必要のないもので市民の理解を得られないものである。

#### ア 市長交際費違法支出の事例

「平成20年5月20日、行政委員懇話会経費 63,000 円」、「同年6月3日、市議会議長・副議長就任祝 13,800 円」、「同年7月1日、市議会正副議長・市議会運営委員長・市幹部懇談会 77,224 円」、「同年8月6日、戸井田徹他大臣政務官就任祝花 40,000 円、8月22日、渡海紀三郎首相補佐官就任祝花 31,500 円(特定の政治家に対するものであり違法)」、「3月11日尾上寿男氏ほか懇親会 83,496 円」「1月19日尾上壽男氏他懇談 23,360 円」、「12月9日竹花豊氏ほか懇談会 58,670 円」一部業界団体が主催するこの種懇親会への出席は、地方行政の円滑な運営に資するものではない。「同年9月2日、財務省兵庫県人会お祝い 5,250 円」、「東京兵庫県人会総会交流会 8,000 円」姫路市に行政遂行とは関連性がない、「同年4月19日、高尾製粉製麺(株)創立100周年記念式典祝賀会お祝い 10,000 円」、「阿比野建設50周年パーティー祝 10,000 円」、「同年5月8日、県建設業協会姫路支部総会懇談会祝 10,000 円」、「同年5月21日、スターライオンズクラブ5周年記念祝宴お祝 10,000 円」、「同年5月24日、医師会総会懇親会祝 10,000 円」、「同年5月25日、薬剤師会総会懇親会祝 10,000 円」、「青年会議所新年賀会祝 10,000 円」、「保育協会新年会祝 10,000 円」「1月10日姫路市医師会新年会お祝い 10,000 円」、「歯科医師会新年会祝 10,000 円」、「3月11日真宗大谷門主歓迎祝 10,000 円」大谷門主は僧侶であり信仰の自由を保障する意味からも一般市民への行政的利益とは関係なく、姫路市の市政と直接関係はなく公費で歓迎する理由はなく歓迎祝金を支払う理由はない。

「6月11日戸部貞信氏ほか懇親会 17,500 円」、「5月20日鐘ヶ江秀彦氏懇談 11,400 円」、「5月16日劉建忻氏ほか懇談 37,000 円」劉建忻氏は財団法人台湾智库(シンクタンク)客座研究員で地方自治について調査に来られたものに過ぎない、また、「4月1日世古一穂氏ほか懇談 10,500 円」、NPO法づくりのための「市民活動制度連絡会」の世話人として当市を訪問されたもので、姫路市の行政の目的に資するものではなく、市長の個人的な懇談費用で、公費で支払う必要はない。

展覧会舞踊の会等への祝い金、例えば ①「春紀会絵画展祝花」②「舞シャンソンその参祝花」③「三木美術館オープンお祝い」④「坂東大蔵踊りの会祝花」⑤「フォトクラブTUK展」⑥「姫路パリサイ

2008花」⑦「親翠流華翠舞祝花」⑧「水墨画墨志絵展祝花」⑨「晴悠会表装作品展祝花」⑩「高橋秀吉懐古展祝花」⑪「緑登代会30周年記念祝い金」⑫「写団どろんこ他合同展祝花」⑬「チャーチル会全国大会in姫路」⑭「日本民謡姫路連合会記念発表会祝花」⑮「姫路労音韓国民俗芸術団賛助金」12,000円他各10,000円、合計152,000円は、客観的にみて公益上の必要性が認められないことが明らかであり当該給付は不相当である。

また叙勲及び褒賞祝についても、叙勲または褒賞は国その他機関によって叙勲褒賞されているもので、行政機関の首長が改めて祝い金その他を給付する合理的理由はない。①「山本一成叙勲授賞祝賀会お祝い」②「春叙勲受賞祝花」③「田中勤氏褒賞受賞祝賀会」④「都出信一氏叙勲祝賀会」⑤「瀧谷康博氏叙勲受賞祝賀会祝」⑥「野瀬操氏褒賞受賞祝賀会祝」⑦「駒井征彦叙勲受賞祝賀会祝」⑧「本田忠博叙勲祝」⑨「大西明雄叙勲受賞祝賀会祝」⑩「浅江季典叙勲受賞祝賀会祝」⑪「田口利秋氏褒賞受賞祝賀会お祝」各10,000円⑫「内山孝一氏叙勲受賞祝賀会」10,000円計120,000円⑬「春叙勲受賞祝90,000円」⑭「秋の叙勲褒賞祝65,000円」叙勲褒賞祝い金他合計275,000円は客観的にみて公益上の必要性が認められない地方自治法232条1項及び同法232条の2項の規定が許容する支出に違反する支出である。

6月23日反核平和の火リレー激励会10,000円、7月13日国民平和大行進激励会10,000円、9月2日西播磨姫路母親大会賛助金10,000円等計30,000円、これらは一般の国民運動体が行っている行事であり、姫路市の行政の運営の利害利益に直接関わるものではないので支出の合理性はない。以下についても同様である。

整理番号4-37 姫路日経懇話会20年度会費80,000円  
整理番号5-42 播磨政経懇話会上半期会費120,000円  
整理番号11-22 播磨政経懇話会20年度下期会費120,000円  
業者団体政治団体に関わる支出であり不当な公金支出である。  
整理番号9-25 灘祭り宮前棧敷料468,000円  
整理番号10-9 灘祭り山棧敷料200,000円  
整理番号10-10 灘祭り山棧敷料130,000円  
整理番号10-26 灘祭り弁当代220,000円  
整理番号11-4 灘祭り毛布クリーニング代2,520円  
整理番号11-9 灘祭り飲食代158,090円

灘祭り分計1,178,610円で地方行政の運営に直接関わる支出に、相応しくないので支出は認められない。

### 第3 結論

よって、監査委員は、姫路市長に対し、次のとおり勧告することを求める。

「姫路市は、姫路市長らに平成20年4月から平成21年3月31日の市長交際費の返還として **2,392,950** 円を返還させること。」

なお市長交際費の返還請求については会計年度帳票締めから一年の時効の範囲と定められているが、私達市民がその事実を知り得るのは、既に時効年度を経年している事がありそれは不合理な規定事項である。従って、交際費等について、経年時効の成立は適用しないように求めます。

上記のとおり、地方自治法242条1項の規定により別紙事実証明書を添付の上必要な措置を請求する。

#### 4 事実を証する書面

本件請求に係る市長交際費の支出決定決裁関係書類

#### 5 監査執行上の除斥

本件請求の監査については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第199条の2の規定により、谷内敏委員を除斥としました。

#### 6 請求の受理

本件請求について、自治法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、平成21年6月26日に受理しました。

なお、請求人は、本件請求書の第1及び第3において、返還請求額を **2,392,950** 円としていますが、本件請求に係る市長交際費の支出(66件)について次表に掲げるとおり支払日順に整理したところ、合計額は **2,546,310** 円となりました。

支出番号	内 容	支出額 (円)	区分	支払日	出席者・贈答先等
1	尾上壽男氏他懇談	<b>83,496</b>	接遇	平成20年 4月4日	姫路商工会議所会頭他3名 姫路市長他2名
2	真宗大谷派門首 夫妻歓迎会お祝	<b>10,000</b>	慶弔	平成20年 4月4日	姫路市長
3	世古一穂他懇談	<b>10,500</b>	接遇	平成20年 4月11日	金沢大学大学院教授 (財)まちづくり市民財団理事長 姫路市市長公室長他1名
4	春紀会絵画展祝花	<b>10,000</b>	慶弔	平成20年 4月14日	春紀会
5	高尾製粉製麺(株) 創業100周年 記念式典・祝賀会お祝	<b>10,000</b>	慶弔	平成20年 4月18日	姫路市長
6	山本一成氏叙勲受章 祝賀会お祝	<b>10,000</b>	慶弔	平成20年 4月28日	姫路市長
7	春の叙勲受章祝花	<b>10,000</b>	慶弔	平成20年 4月28日	姫路市元助役
8	姫路日経懇話会 20年度会費	<b>80,000</b>	賛助	平成20年 4月30日	姫路日経懇話会

9	春の叙勲受章お祝 (赤白ワイン)	90,000	慶弔	平成 20 年 5 月 1 日	受章者 18 名
10	兵庫県建設業協会 姫路支部総会懇親会お祝	10,000	慶弔	平成 20 年 5 月 8 日	姫路市長
11	「舞シャンソンその参」祝花	10,000	慶弔	平成 20 年 5 月 14 日	舞シャンソン その参
12	姫路スターライオンズクラブ 5 周年記念式典祝宴お祝	10,000	慶弔	平成 20 年 5 月 21 日	姫路市長
13	姫路市医師会 総会懇親会お祝	10,000	慶弔	平成 20 年 5 月 23 日	姫路市長
14	姫路薬剤師会 総会懇親会お祝	10,000	慶弔	平成 20 年 5 月 23 日	姫路市長
15	三木美術館オープニング 祝賀会お祝	10,000	慶弔	平成 20 年 5 月 30 日	姫路市長
16	播磨政経懇話会 上半期会費	120,000	賛助	平成 20 年 5 月 30 日	播磨政経懇話会
17	姫路市議会議長、 副議長就任お祝	13,800	慶弔	平成 20 年 6 月 2 日	姫路市議会議長 姫路市議会副議長
18	行政委員懇話会経費	63,000	接遇	平成 20 年 6 月 4 日	行政委員 24 名 姫路市長他 3 名
19	阿比野建設(株)創立 50 周年 記念パーティーお祝	10,000	慶弔	平成 20 年 6 月 6 日	姫路市長
20	田口利秋氏褒章受章 祝賀会お祝	10,000	慶弔	平成 20 年 6 月 6 日	姫路市長
21	坂東大蔵おどりの会祝花	10,000	慶弔	平成 20 年 6 月 9 日	坂東大蔵おどりの会
22	姫路労音韓国民族芸術団 賛助金	12,000	賛助	平成 20 年 6 月 20 日	姫路労音韓国民族芸術団
23	都出信一氏叙勲受章 祝賀会お祝	10,000	慶弔	平成 20 年 6 月 20 日	市長公室長
24	内山孝一氏叙勲受章他 祝賀会お祝	10,000	慶弔	平成 20 年 6 月 20 日	市長公室長
25	反核平和の火リレー激励金	10,000	賛助	平成 20 年 6 月 23 日	反核平和の火リレー
26	戸部貞信氏他懇談	17,500	接遇	平成 20 年 7 月 4 日	大塚化学ホールディング(株) 代表取締役社長他 1 名 大塚製薬(株)神戸支店長他 1 名 姫路市長
27	鐘ヶ江秀彦氏懇談	11,400	接遇	平成 20 年 7 月 4 日	立命館大学政策科学部教授 姫路市長他 1 名
28	劉建忻氏他懇談	37,000	接遇	平成 20 年 7 月 4 日	台湾シンクタンク研究員他 1 名 姫路市長他 1 名
29	田中勸氏褒章受章を 祝う会お祝	10,000	慶弔	平成 20 年 7 月 4 日	姫路市副市長
30	フォトクラブ TUK 写真展 祝花	10,000	慶弔	平成 20 年 7 月 9 日	フォトクラブ TUK
31	瀧谷泰博氏叙勲受章 祝賀会お祝	10,000	慶弔	平成 20 年 7 月 10 日	姫路市副市長
32	国民平和大行進激励金	10,000	賛助	平成 20 年 7 月 11 日	国民平和大行進
33	市議会正・副議長他懇談	77,224	接遇	平成 20 年 7 月 17 日	姫路市議会議長他 3 名 姫路市長他 3 名
34	姫路パリ祭 2008 祝花	10,000	慶弔	平成 20 年 7 月 28 日	姫路パリ祭
35	野瀬操氏褒章受章 祝賀会お祝	10,000	慶弔	平成 20 年 7 月 28 日	姫路市長

36	西はりま姫路母親大会 賛助金	10,000	賛助	平成 20 年 7 月 29 日	西はりま姫路母親大会
37	戸井田徹氏他大臣政務官 就任祝花	40,000	慶弔	平成 20 年 8 月 6 日	厚生労働大臣政務官 外務大臣政務官
38	親翠流華翠の舞祝花	10,000	慶弔	平成 20 年 8 月 11 日	親翠流華翠の舞
39	渡海紀三朗氏首相補佐官 就任祝花	31,500	慶弔	平成 20 年 8 月 22 日	内閣総理大臣補佐官
40	財務省兵庫県人会お祝	5,250	慶弔	平成 20 年 8 月 28 日	東京事務所長
41	駒井正彦氏叙勲受章 祝賀会お祝	10,000	慶弔	平成 20 年 9 月 5 日	姫路市長
42	本多忠博氏叙勲受章 祝賀会お祝	10,000	慶弔	平成 20 年 9 月 5 日	姫路市副市長
43	水墨画墨志会展祝花	10,000	慶弔	平成 20 年 9 月 17 日	水墨画墨志会
44	晴悠会表装作品展祝花	10,000	慶弔	平成 20 年 9 月 18 日	晴悠会
45	大西明雄氏叙勲受章 祝賀会お祝	10,000	慶弔	平成 20 年 9 月 19 日	姫路市副市長
46	高橋秀吉懐古写真展 祝花	10,000	慶弔	平成 20 年 9 月 23 日	高橋秀吉懐古写真展
47	灘まつり宮前棧敷料	468,000	雑費	平成 20 年 9 月 24 日	灘まつり
48	東京兵庫県人会 総会交流会会費	8,000	賛助	平成 20 年 9 月 26 日	東京事務所長
49	緑登代会 30 周年 記念公演祝花	10,000	慶弔	平成 20 年 10 月 14 日	緑登代会
50	灘まつり山棧敷料	200,000	雑費	平成 20 年 10 月 16 日	灘まつり
51	灘まつり山棧敷料(広報)	130,000	雑費	平成 20 年 10 月 16 日	灘まつり
52	灘まつり弁当代	220,000	雑費	平成 20 年 10 月 31 日	灘まつり
53	写団どろんこ他 合同写真展祝花	10,000	慶弔	平成 20 年 11 月 4 日	写団どろんこ他合同写真展
54	灘まつり毛布クリーニング代	2,520	雑費	平成 20 年 11 月 4 日	灘まつり
55	チャーチル会全国大会 in 姫路前夜祭お祝	10,000	慶弔	平成 20 年 11 月 7 日	姫路市長
56	秋の叙勲・褒章お祝	65,000	慶弔	平成 20 年 11 月 10 日	受章者 13 名
57	灘まつり飲食代	158,090	雑費	平成 20 年 11 月 10 日	灘まつり
58	日本民謡姫路連合会 記念発表会祝花	10,000	慶弔	平成 20 年 11 月 18 日	日本民謡姫路連合会
59	播磨政経懇話会 下半期会費	120,000	賛助	平成 20 年 11 月 19 日	播磨政経懇話会
60	竹花豊氏他懇談	58,670	接遇	平成 20 年 12 月 24 日	パナソニック役員他 1 名 姫路市長他 3 名
61	保育協会新年会祝	10,000	慶弔	平成 21 年 1 月 8 日	
62	姫路市医師会 新年会お祝	10,000	慶弔	平成 21 年 1 月 9 日	姫路市長



63	姫路市歯科医師会 新年会お祝	10,000	慶弔	平成 21 年 1 月 9 日	姫路市長
64	青年会議所 新年祝賀会祝	10,000	慶弔	平成 21 年 1 月 14 日	
65	尾上壽男氏他懇談	23,360	接遇	平成 21 年 1 月 19 日	姫路商工会議所会頭他 2 名 姫路経営者協会会長他 1 名 姫路市長他 2 名
66	浅江季典氏叙勲受章 祝賀会お祝	10,000	慶弔	平成 21 年 2 月 20 日	姫路市副市長
合 計 ( 66 件)		2,546,310			

(備考) 「区分」欄は、秘書課内において定めている区分です。

## 第 2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

本件請求に係る市長交際費の支出のうち、第 1 の 6 の表中の支出番号（以下単に「支出番号」という。）1 から 2 1 までの 2 1 件 600,796 円については、本件請求があった平成 2 1 年 6 月 1 7 日時点で自治法第 2 4 2 条第 2 項に規定する請求期間である 1 年が経過しており、また、その行為は秘密裡にされたものではなく姫路市情報公開条例(平成 1 4 年姫路市条例第 3 号)により、住民が相当の注意力をもって調査すれば知り得ることが可能であったものであり、自治法第 2 4 2 条第 2 項ただし書に規定する「正当な理由」も認められないため、監査の対象から除外しました。

一方、支出番号 2 2 から 6 6 までの 4 5 件 1,945,514 円(以下「本件請求市長交際費」という。)については、本件請求があった平成 2 1 年 6 月 1 7 日時点でそれぞれの支出の日から起算して 1 年を経過していないため、これらを対象として違法又は不当な支出となるかどうかにつき、監査することとしました。

### 2 監査対象部局

市長公室秘書課を監査対象部局としました。

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、自治法第 2 4 2 条第 6 項の規定に基づき、平成 2 1 年 7 月 1 0 日に証拠の提出及び陳述の機会を与えました。

請求人からは、次の資料の提出があり、また、本件請求についての補足説明がありました。

- ・兵庫県知事及び県下各市市長の交際費一覧表（平成 2 0 年度 8 ～ 1 0 月）

#### 4 監査対象部局の陳述

平成21年7月14日に、市長公室長ほか関係職員による陳述の聴取を行いました。

陳述の要旨は、次のとおりです。

- (1) 市長交際費は、市長等が行政執行上、あるいは本市の利益のために市を代表して、外部との折衝等を行うために要する経費である。

本市では、交際費を「慶弔」、「見舞」、「賛助」、「接遇」、「雑」に分類し、個々の事案に対し、その支出について精査したうえで執行している。

- (2) 「慶弔」については、主な内容は行事祝や受章祝、告別式等への香料、供花代である。

ア 叙勲及び褒章受章者への祝いについては、市内在住で、永年にわたり様々な分野での貢献とその功績により叙勲、また褒章を受章した方に対して、市を代表してその功績を称え、祝意を表すため、祝いの品を贈呈するものである。また、受章祝賀会への出席は、各分野における市政への貢献がある受章者につき、発起人等より出席案内が市長宛てにあった場合に、その功績を祝うことを目的に祝賀会に出席しており、社会的儀礼の範囲で祝いを支出している。

イ 国会議員の大臣政務官等への就任祝については、本市及び播磨臨海地域道路網協議会をはじめ、播磨地域において本市が取り組む広域行政課題について特に関連の深い兵庫県内選出議員の大臣政務官及び首相補佐官就任に当たり、市を代表してその祝意を表し、祝花を贈呈している。

ウ 各種イベントに対する祝花については、そのイベントのほとんどが、市内の参加者を広く集め、市民参画と文化芸術活動の振興に寄与するものとして、本市がそのイベントを後援するなどして関わっている。その主催者から市長宛てに開催案内があり、文化芸術行政への貢献があることから、開催を祝して祝花を贈呈している。また、それ以外の市長宛て開催案内のあったイベントについても、文化芸術活動の振興に着眼し、祝花を贈呈している。

エ このほかの慶弔としては、財務省兵庫県人会お祝いは、市長宛ての案内を受け、儀礼的な挨拶をした上で、市政に関する理解を求め、参加者と情報、意見交換を行う機会として市長の代理として東京事務所長が市を代表して出席し、その会費相当分として支出した。

- (3) 「賛助」については、団体などの賛助金や資料購入費などであり、各団体に対する賛助は、市政に貢献のある団体から市長宛ての開催案内を受け、その趣旨に賛同し、賛助金を支出している。

- (4) 「接遇」は、主に外部との懇談経費等であり、情報、意見交換をするため行った対外的な渉外、接遇として支出した。

- (5) 灘まつりに要する経費については、本市では区分上「雑」として報告している。全国的にも有名な市内最大の秋祭りに、外部団体を招待し、お互いの情報、意見交換を図るとともに、市の観光PRやトップセールスを通し

て優良な人材の開拓、各方面における良好な関係強化等、市政の推進に効果的な対外的な交渉・接遇費用としており、宮前及び山の栈敷料を支出している。山栈敷料・広報分については、パブリシティ活動の一環として、多くのマスコミ関係者にもこの祭りを知ってもらい、同時に姫路を内外にアピールしてもらうため、招待したものである。弁当代、飲食代、クリーニング代については、これら対外的な交渉、接遇の一環としてとらえ、支出している。

- (6) 市長交際費は、職務執行上の交際、かつ対外的な活動において支出している。その支出の際は、社会通念上の儀礼の範囲を逸脱しないよう、常に注意を払い、精査しているところである。

今後とも、交際費の執行については、より公正で客観的な支出に努めてまいる所存である。

## 5 監査の実施

監査対象部局に対して、関係書類及びその他の記録等の提出を求めるとともに、関係職員からの事情聴取も実施しました。

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

市長交際費は市長公室秘書課が所管しており、市長に対する各種行事への案内通知、出席依頼等を一括管理し、1件ごとに行事内容、過去の対応、市長のスケジュール等を確認した上で対応しています。

#### (1) 市長交際費の支出方法

市長交際費の歳出科目は、(款)総務費 (項)総務管理費 (目)一般管理費 (節)交際費であり、その支出の方法は、姫路市決裁規程(昭和43年姫路市訓令甲第10号)第6条の規定に基づき部長が専決し、姫路市会計規則(昭和42年姫路市規則第24号。以下「会計規則」という。)第34条の規定に基づき資金前渡の方法により支出されています。なお、資金前渡を受けることができる市長が指定する職員は秘書課長となっており、資金前渡の限度額は会計規則第35条において、毎1箇月分の所要予定額と規定されています。

#### (2) 前渡資金の支払い及び精算

資金前渡を受けた職員は、会計規則第36条において、債権者から支払いの請求を受けたときは、その請求が正当であるか、給付が完了しているか、支払時期が到来しているか等を調査した上で、領収書を徴して現金を支払い、関係帳簿に記載することとされています。

前渡資金の精算については、会計規則第41条において資金前渡を受けた職員は、毎月分を翌月10日までに精算書により精算することとされています。

(3) 市長交際費の資金前渡及び精算状況

資金前渡された交際費は、金銭出納帳により1件ごとに整理されており、支出負担行為書、戻入行為書兼戻入決定書及びその他関係書類を確認したところ、会計規則等に基づき次表のとおり処理されています。

(4) 交際費運用基準

平成15年8月1日に交際費運用基準が定められていますが、これは正規の手続を経て制定されたものでなく、あくまで交際費を支出する際の目安として、秘書課内で使用されている内部事務取扱基準です。

(5) 本件請求市長交際費の区分別支出内訳

秘書課の定める区分による本件請求市長交際費の支出内訳は、次表のとおりです。

区 分	件数	金 額 (円)
慶 弔 (叙勲等祝)	10	155,000
慶 弔 (祝花)	11	161,500
慶 弔 (開催祝)	6	55,250
賛 助	6	170,000
接 遇	6	225,154
雑 費	6	1,178,610
合 計	45	1,945,514

## 2 判 断

交際費は、自治法第232条第1項の「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする」という規定に基づき支出する経費であり、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第15条第2項の別記で定める「交際費」から支出する経費です。行政実例(昭和28年7月1日自行行発第200号)では、「一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費である」とされています。

また、平成18年12月1日最高裁判所判例においては、「普通地方公共団体も社会的実体を有するものとして活動している以上、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、長又はその他の執行機関が各種団体等の主催する会合に列席するとともにその際に祝金を主催者に交付するなどの交際をすることは、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、上記事務に随伴するものとして許容されるというべきである。そして、普通

地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていること(法1条の2第1項)などを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが、普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である。しかしながら、長又はその他の執行機関のする交際は、それが公的存在である普通地方公共団体により行われるものであることにかんがみると、それが、上記のことを目的とすると客観的にみることができず、又は社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、当該普通地方公共団体の事務に含まれるとはいえず、その費用を支出することは許されないものというべきである。」とする判断が示されています。

なお、交際費の支出については、地方公共団体の長等に一定の裁量があると解されていますが、自治法第232条の2では「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」とされ、同法第2条第14項では「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とあります。

したがって、交際費は職務執行上の交際に支出されるものであって、私的な交際に支出することはできず、また、対外的な活動に支出されるものであって、内部的な活動に支出するものではありません。さらに、社会通念上の儀礼の範囲であって、公益性が認められるものであり、かつ、当該支出の性質、内容、目的、金額等について社会通念上相当な範囲の支出であることが必要となってくるものです。

(1) 叙勲等の祝いに係る市長交際費の支出について

本件請求市長交際費のうち、叙勲等の祝いに係る市長交際費の支出は、次表のとおり 10 件 155,000 円でした。

支出番号	内 容	支出額 (円)	区分	支払日	出席者・贈答先等
23	都出信一氏叙勲受章 祝賀会お祝	10,000	慶弔	平成 20 年 6 月 20 日	姫路市市長公室長
24	内山孝一氏叙勲受章他 祝賀会お祝	10,000	慶弔	平成 20 年 6 月 20 日	姫路市市長公室長
29	田中勸氏褒章受章を 祝う会お祝	10,000	慶弔	平成 20 年 7 月 4 日	姫路市副市長
31	瀧谷泰博氏叙勲受章 祝賀会お祝	10,000	慶弔	平成 20 年 7 月 10 日	姫路市副市長
35	野瀬操氏褒章受章 祝賀会お祝	10,000	慶弔	平成 20 年 7 月 28 日	姫路市長
41	駒井正彦氏叙勲受章 祝賀会お祝	10,000	慶弔	平成 20 年 9 月 5 日	姫路市長
42	本多忠博氏叙勲受章 祝賀会お祝	10,000	慶弔	平成 20 年 9 月 5 日	姫路市副市長
45	大西明雄氏叙勲受章 祝賀会お祝	10,000	慶弔	平成 20 年 9 月 19 日	姫路市副市長
56	秋の叙勲・褒章お祝	65,000	慶弔	平成 20 年 11 月 10 日	受章者 13 名
66	浅江季典氏叙勲受章 祝賀会お祝	10,000	慶弔	平成 21 年 2 月 20 日	姫路市副市長
合 計 (10 件)		155,000			

このうち支出番号 56 は、叙勲又は褒章を受章した市民に対する祝意を表するため贈呈した祝酒(1組当たり 5,000 円の紅白のワイン)の購入費です。その他(支出番号 23、24、29、31、35、41、42、45 及び 66)は、同様に叙勲又は褒章を受章した市民に対する祝意を表するための支出ですが、市長宛てに祝賀会の開催通知があり、市長又は市幹部(市長の代理)が出席したことに伴い祝金として支出したものです。

これらに係る叙勲又は褒章の受章者に対し、市政や市域の産業振興等への貢献があったとして受章を讃えることは、社会通念上相当の範囲内であると考えられます。また、金額についても同様です。平成 15 年 10 月 15 日大阪地方裁判所判例に照らしても、これら交際費の支出につき妥当性に欠けるとは認められません。

(2) 行事開催の祝い等に係る市長交際費の支出について

本件請求市長交際費のうち、各種行事の開催祝い等に係る市長交際費の支出は、次表のとおり 14 件 142,000 円でした。

支出番号	内 容	支出額 (円)	区分	支 払 日	出席者・贈答先等
22	姫路労音韓国民族芸術団 賛助金	12,000	賛助	平成 20 年 6 月 20 日	姫路労音韓国民族芸術団
25	反核平和の火リレー激励金	10,000	賛助	平成 20 年 6 月 23 日	反核平和の火リレー
30	フォトクラブ TUK 写真展 祝花	10,000	慶弔	平成 20 年 7 月 9 日	フォトクラブ TUK
32	国民平和大行進激励金	10,000	賛助	平成 20 年 7 月 11 日	国民平和大行進
34	姫路パリ祭 2008 祝花	10,000	慶弔	平成 20 年 7 月 28 日	姫路パリ祭
36	西はりま姫路母親大会 賛助金	10,000	賛助	平成 20 年 7 月 29 日	西はりま姫路母親大会
38	親翠流華翠の舞祝花	10,000	慶弔	平成 20 年 8 月 11 日	親翠流華翠の舞
43	水墨画墨志会展祝花	10,000	慶弔	平成 20 年 9 月 17 日	水墨画墨志会
44	晴悠会表装作品展祝花	10,000	慶弔	平成 20 年 9 月 18 日	晴悠会
46	高橋秀吉懐古写真展 祝花	10,000	慶弔	平成 20 年 9 月 23 日	高橋秀吉懐古写真展
49	緑登代会 30 周年 記念公演祝花	10,000	慶弔	平成 20 年 10 月 14 日	緑登代会
53	写団どろんこ他 合同写真展祝花	10,000	慶弔	平成 20 年 11 月 4 日	写団どろんこ他 合同写真展
55	チャーチル会全国大会 in 姫路前夜祭お祝	10,000	慶弔	平成 20 年 11 月 7 日	姫路市長
58	日本民謡姫路連合会 記念発表会祝花	10,000	慶弔	平成 20 年 11 月 18 日	日本民謡姫路連合会
合 計 (14 件)		142,000			

支出番号 22 は、民間音楽団体が開催する歌舞劇の公演に対し、会費(実質的には賛助金)を支出したものです。関係職員の陳述によれば、同団体は昭和 29 年から長年にわたって活動を続けており、本市における文化振興に貢献しているほか、本公演については国際交流に寄与するものでもあって、いずれも市の施策に沿ったものであるため賛助したとのことです。

また、支出番号 30、34、38、43、44 及び 53 についても、それぞれ文化振興に貢献する行事(催し物)に対する祝花の贈呈費を支出したものであり、賛助の意を示すためのものであるのは支出番号 22 と同様です。

これらは、社会通念上相当な儀礼の範囲を逸脱した金額でもなく、交際費の支出に妥当性を欠くと認められるものではありません。ただ、他にも類似の行事が市内で開催されているものと考えられ、その中でこれらの支出に係る行事に対してのみ賛助の意を表し交際費を支出することに関しては、主催団体の活動実績や文化行政への貢献などが問われることとなります。この点について、関係職員の陳述によれば、これら行事については主催者からの市長宛て案内を契機として交際費を支出したのであり、他のこれらと類似する

行事についても、案内があった場合には同様に交際費を支出し得るという趣旨の見解が示されています。しかし、この見解によれば、1件ごとの交際費の支出をみる限りでは不適切とはいえないとしても、交際費の支出対象が際限なく大きくなる可能性をはらんでいるといえるため、支出対象に関する合理的な基準を定めることが求められます。

支出番号46、49及び58は、文化振興に貢献する行事に対する賛助目的という点では、上記の各行事に係る支出と同じです。しかしながら、これらに係る行事は、日本民謡に関して市内の多数の関係者が連合して開催したものであること（支出番号46）、市民博士の称号が贈られた、市内で著しく高名な郷土史研究家の写真展であること（支出番号49）、市内でも相当古くから活動している踊りの会が30周年を記念する公演であること（支出番号58）から、上記のような問題点はないものと考えられ、当然、交際費の支出につき妥当性を欠くものでもありません。

支出番号55は、文化振興に貢献する行事そのものではなく、その「前夜祭」について、市長が主催者からの案内に基づき出席し、祝金として交際費を支出したものです。実質的に会費に相当すると考えられる点において、(4)で後述する支出番号61から64までと類似するともいえます。文化振興に対する賛助金としての意味合いがあるほか、チャーチル会は政財界の要人も多数参加する絵画団体であって、その全国大会に地元市民の代表として市長が出席することにより、会員との情報交換や意見交換、観光PR等を行う効果が期待されることから、交際費の支出につき妥当性に欠けるとは認められません。

一方、支出番号25は、上記の文化的な各行事と様相を異にし、日本青年学生平和友好祭兵庫県実行委員会が実施する核のない世界の実現と地域住民の平和な暮らしを守るため、次代を担う青年が引き継ぐ反核平和の火リレー運動に対する賛助とされており、関係職員の陳述によれば、本市の非核平和都市宣言の趣旨に沿うことから賛助の意を表するため支出したとのことです。その市長宛て開催案内をみると、例えば「原発稼働に際する危険な核燃料や使用済核燃料の輸送に反対して頂きたい」、「自治体での「日の丸」掲揚をやめて頂きたい」等のように、必ずしも市民の間の幅広い合意が得られているとはいえないスローガンも掲げられており、政治的と受け取られかねない側面も見受けられますが、本市の非核平和都市宣言の趣旨に沿うという点は完全には否定できません。平成7年4月27日東京地方裁判所判例に照らせば、交際費の支出として社会通念上相当な儀礼の範囲を逸脱し妥当性を欠くとまでは断言できませんが、特定の政治運動を公費により援助するという側面を有することは否定できず、今後は慎重に対応すべきものと考えます。

支出番号32は、2008年国民平和行進兵庫県実行委員会が実施する、核兵器廃絶を願い広島・長崎で開催される原水爆禁止2008年世界大会へつなげる国民平和行進への賛助とされており、支出番号36は、西はりま



姫路母親大会実行委員会が姫路市で開催する環境問題についての講演会及び活動交流会への賛助とされています。これらも支出番号25と同様に、運動の中心的な趣旨については本市施策に沿うものといえるものの、政治的啓発活動とも受け取られかねない側面もあり、交際費の支出としての妥当性を欠くとまでは断言できないものの、今後は慎重に対応すべきものと考えます。

- (3) 政府の役職に就任した国会議員の祝いに係る市長交際費の支出について  
本件請求市長交際費のうち、大臣政務官等政府の役職に就任した国会議員の祝いに係る市長交際費の支出は、次表のとおり2件71,500円でした。

支出番号	内 容	支出額 (円)	区分	支払日	出席者・贈答先等
37	戸井田徹氏他大臣政務官 就任祝花	40,000	慶弔	平成20年 8月6日	厚生労働大臣政務官 外務大臣政務官
39	渡海紀三朗氏首相補佐官 就任祝花	31,500	慶弔	平成20年 8月22日	内閣総理大臣補佐官
合 計 (2件)		71,500			

支出番号37及び支出番号39は、政府の役職に就任した国会議員に対する祝花の贈呈費です。このうち、支出番号37は厚生労働大臣政務官に就任した戸井田徹衆議院議員及び外務大臣政務官に就任した西村康稔衆議院議員に対し、また、支出番号39は首相補佐官に就任した渡海紀三朗衆議院議員に対するもので、いずれも胡蝶蘭を議員会館に届けており、1件につき2～3万円程度です。

平成元年7月4日最高裁判所判例では、地元選出の国会議員の大臣就任祝いに関し、立食パーティーなどを内容とする2日間の祝賀式典の挙行費用に係る約326万円の公金の支出が社交儀礼の範囲内にあると認められ適法とされた事例があります。ただ、同判例では、式典内容が過大である上、政治的対立感情が介入する余地があり違法とする反対意見も付されています。

地元選出の国会議員との間の友好・信頼関係の維持増進を図ることは、国への要望をはじめとする市の事務の円滑な遂行のため有益であり、また金額についても相手方の社会的地位を勘案すると社会通念上相当な儀礼の範囲を逸脱しているとまではいえず、平成18年12月1日最高裁判所判例に照らしても交際費の支出につき妥当性に欠けるとは認められません。

姫路市の区域を含まない選挙区から選出された議員に対する祝いについては、関係職員の陳述によれば、市長が会長を務める播磨臨海地域道路網協議会に関連する陳情等において交際があるためであるとのことですが、幅広い市民の理解が得られるよう、今後は政治家に対する交際費の支出範囲は慎重に検討すべきものと考えます。

(4) 団体への祝い等に係る市長交際費の支出について

本件請求市長交際費のうち、団体への祝い等に係る市長交際費の支出は、次表のとおり6件 53,250円でした。

支出番号	内 容	支出額 (円)	区分	支払日	出席者・贈答先等
40	財務省兵庫県人会お祝	5,250	慶弔	平成20年 8月28日	姫路市東京事務所長
48	東京兵庫県人会 総会交流会会費	8,000	賛助	平成20年 9月26日	姫路市東京事務所長
61	保育協会新年会祝	10,000	慶弔	平成21年 1月8日	姫路市長
62	姫路市医師会 新年会お祝	10,000	慶弔	平成21年 1月9日	姫路市長
63	姫路市歯科医師会 新年会お祝	10,000	慶弔	平成21年 1月9日	姫路市長
64	青年会議所 新年祝賀会祝	10,000	慶弔	平成21年 1月14日	姫路市長
合 計 (6件)		53,250			

支出番号40は、兵庫県出身の財務省職員の親睦的団体の会合に、市長宛での案内を受け、東京事務所長が出席するに当たって、会費相当分として持参した祝酒の購入費です。同会合への参加の目的は、市政に関する理解を求めるとともに、財務省職員や他市職員との情報交換や意見交換を行い、友好・信頼関係の維持増進を図ることであって、市の事務の円滑、適正な遂行の上での必要性が認められます。金額も社会通念上相当な儀礼の範囲を逸脱せず、いわゆる官々接待に該当するとはいえないものであって、平成18年12月1日最高裁判所判例に照らしても、交際費の支出につき妥当性に欠けるとは認められません。

支出番号48は、兵庫県にゆかりがある政財界等の要人の会合に、市長宛での案内を受け、東京事務所長が出席するに当たっての会費です。支出番号40における会合とほぼ同様の目的で、同様の効果を期待して参加したものであり、交際費の支出につき妥当性に欠けるとは認められません。

支出番号61から支出番号63までは、いずれも市政と密接に関連する一定の公益的事業を行う団体の新年会に、また、支出番号64は、青年会議所の新年会に、それぞれ案内を受けて市長が出席するに当たっての会費です。これらもやはり支出番号40と同様、それぞれ情報交換や意見交換を通じた友好・信頼関係の維持増進を図ることが同会合への参加の目的であって、市の事務の円滑、適正な遂行の上での必要性が認められるほか、祝いの額も社会通念上逸脱するものではなく、交際費の支出につき妥当性に欠けるとは認められません。

(5) 加入団体会費に係る市長交際費の支出について

本件請求市長交際費のうち、加入している団体の会費に係る市長交際費の支出は、次表のとおり 1 件 120,000 円でした。

支出番号	内 容	支出額 (円)	区分	支払日	出席者・贈答先等
59	播磨政経懇話会 下半期会費	120,000	賛助	平成 20 年 11 月 19 日	播磨政経懇話会
合 計 ( 1 件 )		120,000			

支出番号 59 は、播磨地方の政官財の要人が情報交換、意見交換等を行う「播磨政経懇話会」に、市長、副市長(2人)及び市長公室長の計4人が会員として加入しており、その会費を交際費として支出しているものです。同会は百数十人の会員があり、年10回程度の例会を開催し、講演等により見聞をさらに深めるとともに、情報交換、意見交換等の交流をし、友好・信頼関係の維持増進を図っています。個人名義で加入する形態になっているとはいえ、従前より市の該当する役職への就任又は退任に伴って自動的に入会又は退会が行われており、実質的には、法人たる市が加入しているといえます。

市長をはじめ市の幹部の同会への参加は、同会の目的に照らして、市の事務の円滑、適正な遂行の上で有益と考えられます。また、同会の会費は1人年間6万円で、例会1回あたりは6千円程度となりますが、全国的に高名な講師の招聘があること、また、会員の社会的地位を勘案してホテルの会議室を例会の会場としていることを考慮すれば、社会通念上相当な儀礼の範囲を逸脱しているとはいい難く、交際費の支出につき妥当性に欠けるとは認められません。

(6) 飲食を伴う接遇に係る市長交際費の支出について

本件請求市長交際費のうち、飲食を伴う接遇に係る市長交際費の支出は、次表のとおり 6 件 225,154 円でした。

支出番号	内 容	支出額 (円)	区分	支払日	出席者・贈答先等
26	戸部貞信氏他懇談	17,500	接遇	平成 20 年 7 月 4 日	大塚化学ホールディングス(株) 代表取締役社長他 1 名 大塚製薬(株)神戸支店長他 1 名 姫路市長
27	鐘ヶ江秀彦氏懇談	11,400	接遇	平成 20 年 7 月 4 日	立命館大学政策科学部教授 姫路市長他 1 名
28	劉建忻氏他懇談	37,000	接遇	平成 20 年 7 月 4 日	台湾シンクタンク研究員他 1 名 姫路市長他 1 名
33	市議会正・副議長他懇談	77,224	接遇	平成 20 年 7 月 17 日	姫路市議会議長他 3 名 姫路市長他 3 名
60	竹花豊氏他懇談	58,670	接遇	平成 20 年 12 月 24 日	パナソニック(株)役員他 1 名 姫路市長他 3 名

65	尾上壽男氏他懇談	23,360	接遇	平成 21 年 1 月 19 日	姫路商工会議所会頭他 2 名 姫路経営者協会会長他 1 名 姫路市長他 2 名
合 計 ( 6 件)		225,154			

支出番号 26 は、市長が、戸部氏をはじめとする大塚化学ホールディングス㈱の幹部と昼食をとりながら懇談した際の経費です。この懇談の目的は、同社及びその傘下企業が姫路菓子博 2008 (平成 20 年 4 月 18 日から同年 5 月 11 日まで開催) に貢献したことに対する謝意を表することのほか、前年に市内の大学に薬学部が新設されたことから、国内の薬学や製薬業に関する情報交換を行い、今後の市と当該大学との連携策等に役立てることです。1 人当たり 3,500 円という金額についても、相手方の社会的地位を勘案すると社会通念上相当な儀礼の範囲を逸脱しているとはいえ、平成 19 年 9 月 26 日東京高等裁判所判例に照らしても、交際費の支出につき妥当性に欠けるとは認められません。

支出番号 27 は、市長及び市の幹部が、立命館大学教授である鐘ヶ江氏と昼食をとりながら懇談した際の経費です。この懇談の目的は、同氏が市の政策研究費助成事業における審査委員を務め、市政に貢献していることに対する謝意を表することのほか、同氏の専門である都市政策について広く意見交換を行い、今後の市の施策に役立てることです。1 人当たり 3,800 円という金額についても、相手方の社会的地位を勘案すると社会通念上相当な儀礼の範囲を逸脱しているとはいえ、支出番号 26 と同様、交際費の支出につき妥当性に欠けるとは認められません。

支出番号 28 は、市長及び市の幹部が、台湾の研究者である劉氏らと夕食をとりながら懇談した際の経費です。劉氏らは日本の市町村合併を研究しており、姫路市をその題材として取り上げ訪問したものです。この懇談の目的は、儀礼的な挨拶を行うとともに、市町村合併の現状や問題点等について広く意見交換を行い、他市町とのさらなる合併による政令指定都市への移行など今後の市の施策に役立てることです。1 人当たり 9,250 円という金額についても、社会通念上相当な儀礼の範囲を逸脱しているとは認められません。

支出番号 33 は、市長及び市の幹部が、新たに就任した市議会の議長ら代表者と夕食をとりながら懇談した際の経費です。この懇談の目的は、今後の市の事務を円滑・適正に遂行するためであり、1 人当たり 9,653 円という金額についても社会通念上相当な儀礼の範囲を逸脱しているとはいえないことから、交際費の支出につき妥当性に欠けるとは認められません。なお、請求人は、市長と市議会は一定の緊張関係が必要であると主張していますが、平成 18 年 12 月 1 日最高裁判所判例が示すとおり、それをもって交際費の支出が否定されるものではありません。

支出番号60は、市長及び市の幹部が、警察庁OBであり現在パナソニック㈱の常務役員である竹花氏らと夕食をとりながら懇談した際の経費です。懇談の目的は、竹花氏らが招聘に応じ市の管理職に対する講演会の講師を無償で務めたことに対する謝意を表することのほか、治安対策や組織の危機管理対策等について広く意見交換を行い、今後の市の施策に役立てることであります。1人当たり9,778円という金額についても、相手方の社会的地位を勘案すると社会通念上相当な儀礼の範囲を逸脱しているとはいえ、支出番号26と同様、交際費の支出につき妥当性に欠けるとは認められません。

支出番号65は、市長及び市の幹部が、姫路商工会議所会頭である尾上氏等の姫路経済界の要人と夕食をとりながら懇談した際の経費です。懇談は、今後の経済施策等をはじめとする内容で、地元経済界の要人との継続的な交流は、支出番号33における議会との交流と同様、相手方との友好・信頼関係の維持増進を図るため必要と認められ、1人当たり2,920円という金額についても、相手方の社会的地位を勘案すると社会通念上相当な儀礼の範囲を逸脱しているとはいえないことから、交際費の支出につき妥当性に欠けるとは認められません。

(7) 灘まつりに係る市長交際費の支出について

本件請求市長交際費のうち、灘まつりに係る市長交際費の支出は、次表のとおり6件1,178,610円でした。

支出番号	内 容	支出額 (円)	区分	支払日	出席者・贈答先等
47	灘まつり宮前棧敷料	468,000	雑費	平成20年 9月24日	灘まつり
50	灘まつり山棧敷料	200,000	雑費	平成20年 10月16日	灘まつり
51	灘まつり山棧敷料(広報)	130,000	雑費	平成20年 10月16日	灘まつり
52	灘まつり弁当代	220,000	雑費	平成20年 10月31日	灘まつり
54	灘まつり毛布クリーニング代	2,520	雑費	平成20年 11月4日	灘まつり
57	灘まつり飲食代	158,090	雑費	平成20年 11月10日	灘まつり
合 計 (6件)		1,178,610			

これらは、「灘のけんか祭り」として広く知られている屋台の練り合せを観覧するため、棧敷の借上げに要した費用(支出番号47、50及び51)及びその他の費用(支出番号52、54及び57)です。

その目的は、大きく分けると、①観光資源である灘まつりをPRすること(パブリシティ)及び②友好・信頼関係の維持増進を図るため外部団体を

招待すること(接遇)の2つがあるほか、少なからず謝意的要素も持ち合わせているように考えられます。

棧敷に招待した観覧者は、延べ88人で、支出番号47(31人)に係る観覧者が陸上自衛隊姫路駐屯地、連合自治会など、支出番号50(41人)に係る観覧者が近畿大学関係者、連合婦人会、老人クラブ連合会などであり、どちらも②の色彩が強いものとなっています。一方、支出番号51(16人)に係る観覧者は、市政記者クラブ、民放記者クラブなどの報道関係者であり、①に該当するものと考えられます。

ただし、これら観覧者のうちにゴルフ場業界の関係者10人が含まれていますが、この10人は、姫路ウォーターフロント株式会社がゴルフ場業界の関係者を接遇のため招待したものですが、同社は市が出資する法人であるとはいえ、その招待について市の行政運営との関連性を見出すことは困難といわざるを得ません。したがって、上表に掲げる支出のうち、この10人に係る経費と認められる部分については、自治法第232条第1項の規定に反し、本市が経費を支弁しなければならない公務性は認められず、違法・不当な支出と考えます。

その他の部分の支出については、市の行政運営における①及び②の目的があるものと認められます。支出額が、棧敷の借り上げ費用に押し上げられる形で1人当たり13,393円と高額なものとなっていますが、灘まつりを観覧するためには社会通念を著しく逸脱しているとまではいい難く、妥当性に欠けるとは認められないものと考えられます。

#### 第4 結 論

以上の判断により、第3の2の(7)の灘まつりに係る交際費の支出について、返還を求める請求人の主張には一部理由があるものと認められ、次のとおり勧告します。

#### 勧 告

平成21年6月17日に提出された姫路市職員措置請求書に基づき監査した結果、本件請求市長交際費の一部の支出が適切でないと認められるので、姫路市長に対し、下記のとおり、平成21年10月13日を期限として措置をするよう勧告します。

#### 記

灘まつりに係る交際費の支出のうち、姫路ウォーターフロント株式会社のゴルフ場業界関係の招待者(10名)に係る経費として支出した、棧敷料等の

合計 95,030 円について、姫路市長及び関係職員は、姫路市の被った損害を補てんするよう勧告します。

### (意見)

行政に対する市民の視線の厳しさが増す中で、各種事務事業の遂行に当たっては、市民に対する説明責任を果たすとともに、行政運営の透明性を今以上に高めることが強く求められています。

交際費については、市長に支出に関する一定の裁量権があると解されていますが、私的な交際、政治的な色彩のある交際及び内部的な交際に対する支出ではなく、公益的な目的における外部との交際に支出されるものです。また、交際費の支出においては、その支出の性質、目的、内容、金額等が社会通念に照らして儀礼の範囲内であることなどが客観的にみてとれることが必要であり、また、その適正さの判断基準となるべき社会通念についても常々変化しているとの認識を持ち、それを逸脱するようなことがあってはなりません。

また、類似の行事等が他にも市内で開催されているものと考えられる中で、特定の行事に対して賛助の意を表し交際費を支出することについては、幅広い市民からの信頼関係や他の団体との友好関係を損うことがないように配慮しつつ、最少の経費で最大の効果を挙げることができるよう努めなければなりません。

そのためには、決裁を経た「交際費支出基準」を新たに作成し、その支出内容について、公開可能な範囲で個々の内容に至るまで市のホームページ等において情報を公開し、透明性と説明責任を果たされるよう強く希望するものです。